

報道機関 各位

上山市石堂地内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な  
処理の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行について

このことについて、下記のとおり行政代執行を行いますのでお知らせします。  
なお、今回の措置は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する  
特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第13条第1項の規  
定により実施するものです。

記

- 1 実施時期  
令和5年11月28日（火）～令和6年3月31日（日）（予定）
- 2 実施場所  
上山市石堂3番18号
- 3 原因者  
大泉工業株式会社
- 4 代執行の内容  
実施場所の工場敷地内に保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物で  
ある水銀灯安定器（4台）を北海道室蘭市にある中間貯蔵・環境安全事業株  
式会社北海道PCB処理事業所まで運搬し、処分を行う。
- 5 執行責任者  
山形県村山総合支庁保健福祉環境部長 酒井 雅彦
- 6 代執行開始宣言  
令和5年11月28日（火）午前10時（予定）
- 7 その他  
令和5年5月29日、法第12条第1項の規定により、原因者に対し、保  
管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である水銀安定器（4台）を2か  
月を期限として、自ら処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業  
許可を有する者に対し処分の委託を行うこと等を命じたにもかかわらず、  
現在まで履行が確認されていないことから、行政代執行を行うものです。

\*作業に支障が生じないようにするため、取材を希望される場合は事前にお問い合わせ  
いただきますよう、御協力をお願いします。

【担 当】：課長補佐（廃棄物対策担当） 鏑水 義弘  
電話 023-621-8421 FAX 023-621-8428  
【報道監】 報道監 総務企画部長 工藤 明子